

## TO DO CARD

### 錠剤の倍散(1錠/g)の予製剤における管理方法

散剤調剤者 → 予製剤使用時 → 期限確認

- 原則、予製剤の使用期限は「**3カ月**」。
- 使用期限を経過したものは破棄。
- 予製剤を調製した場合は、予製瓶に**調製日**を記入する。

※ 粉碎化することで、品質に影響を及ぼす可能性が高い錠剤をやむを得ず粉碎化する場合、予製剤の調製は行わない。

例：錠剤粉碎化が不可となっている薬剤を指示により粉碎化する場合など